

各高齢者施設等管理者 様

福島県高齢福祉課長

(公 印 省 略)

梅雨期及び台風期における利用者の安全確保及び
非常災害時対応の再確認について (通知)

本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃より格別の御尽力をいただき感謝申し上げます。

さて、件名については、近年、梅雨期や台風期に各地で局地的大雨や集中豪雨が相次いで発生しているところであり、令和 2 年 7 月豪雨の際には、熊本県球磨村の特別養護老人ホームにおいて多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害がありました。また、昨年も 8 月の大雨などにより、全国各地で土砂災害や浸水の被害が発生しております。

このような頻発化・激甚化する災害の被害を踏まえ、介護保険施設等においては、自力避難が困難な方も多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じていただく必要があります。

つきましては、下記に御留意の上、梅雨期及び台風期を迎える前に改めて介護施設等の非常災害対策を確認され、利用者の安全の確保を図られますようお願いいたします。

記

- 1 次の施設については、介護保険法等の関係法令において、災害の態様ごとに非常災害に関する具体的計画を立て、関係機関との連携体制を整備し、定期的に避難等の訓練を行うことが義務付けられております。

改めて貴施設における非常災害対策計画を再確認されるとともに、必要な訓練を実施されるようお願いいたします。

〔対象施設〕特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む）、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護、通所介護（通所介護事業所の設備を利用した夜間及び深夜の通所介護以外のサービスを含む。地域密着型を含む）、療養通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護。

- 2 貴施設の立地場所で水害や土砂災害が発生する危険性があるかどうかについて、市町村が作成する洪水ハザードマップや土砂災害ハザードマップ等により改めて確認してください。ハザードマップは国土交通省や市町村のHPに掲載されている他、役場等において配布している場合もあります。
- 3 ハザードマップで危険性が示されていない場合であっても災害が発生する可能性があります。過去に周囲で水害や土砂災害が起きていないか、隣接地に崩れそうな斜面や土石流が起きそうな谷筋等がないか確認してください。
- 4 施設周辺において発生しうる水害や土砂災害のリスクを把握されたら、気象庁等による気象情報に留意され、災害発生のおそれがある場合には、テレビやインターネット等からの情報収集、市町村等との綿密な連携・連絡等を通じて、河川の水位情報や市町村の避難情報を随時確認し、必要な場合には早めの避難行動を取ってください。

なお、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、「避難勧告」と「避難指示」が「避難指示」に一本化し、これまでの「避難準備・高齢者等避難開始」が「高齢者等避難」に改められました。

特に高齢者などの要配慮者の方は避難に時間がかかることから、「避難指示」の発令を待たず、市町村から「高齢者等避難」の情報が出された時点で避難を開始されるようお願いします。

- 5 平成29年及び令和3年に改正された水防法と土砂災害防止法に基づき、浸水想定区域や土砂災害警戒区域に立地し、市町村の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成、避難訓練の実施に加えて、市町村長への報告が義務付けられております。

貴施設の立地場所が該当するか不明の場合は、市町村防災部局へ御確認の上、必要な対応をお願いします。

なお、避難確保計画は、施設で既に定められている非常災害対策計画に必要事項を追記することで作成可能となっております。

国土交通省の次のHPに「避難確保計画の作成・活用の手引き・様式等」、「社会福祉施設の避難確保計画（非常災害対策計画を含む）チェックリスト」、動画「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・確認のポイント（約18分）」等が掲載されておりますので、御活用ください。

【国土交通省HP】

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html> 又は [国土交通省 要配慮者利用施設の浸水対策](#)で検索

（事務担当 高齢福祉課 電話024-521-7163, 7164, 7745）